平成２６年度　　事務事業評価シート

章	5	豊かな個性と人間性を育むまち　【その他の関連事業】
節	－	－
施策	－	－
目標		－

Plan ・ Do

NO	施策	事業名【事務事業コード】	部名及びグループ名		開始年度	終了年度	事業区分	会計種別	事業概要：事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業の場合は、施設名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等
1	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（小学校） 52999001	教育委員会	学校教育G	S62	－	ソフト	一般会計	経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助することにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。	H24	経済的理由により就学が困難と認められる小学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費	教育基本法（第４条）、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準
										H25	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
										H26	上記のとおり	上記の補助内容に新たにＰＴＡ会費を追加して実施する。	上記のとおり
2	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（中学校） 52999002	教育委員会	学校教育G	S62	－	ソフト	一般会計	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行うことにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。	H24	経済的理由により就学が困難と認められる中学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行った。 【補助事業内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費	教育基本法第（４条）、学校教育法（第19条）、登別市就学援助事務処理運用基準
										H25	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
										H26	上記のとおり	上記の補助内容に新たにＰＴＡ会費を追加して実施する。	上記のとおり
3	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団事業補助金 59999001	教育委員会	社会教育G	H8	－	ソフト	一般会計	市民が文化やスポーツに触れる機会を拡充することにより、文化、スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。	H24	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が実施する事業に対し補助金を交付した。 【文化振興事業】文化教室開催事業（初心者英会話教室　外６事業）、芸術鑑賞事業（道新ジュニアクラシック　外１事業）、共催事業（市民文化祭　外３事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室開催事業（ジュニアテニス教室　外８事業）、スポーツ大会開催事業（市民スポンジテニス大会　外２事業）、共催事業（市民ゲートボール大会　外１事業）	登別市補助金等の事務取扱に関する規則
										H25	上記のとおり	上記のとおり 【文化振興事業】文化教室開催事業（初心者英会話教室　外６事業）、芸術鑑賞事業（道新ジュニアクラシック　外２事業）、共催事業（市民文化祭　外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室開催事業（ジュニアテニス教室　外８事業）、スポーツ大会開催事業（市民スポンジテニス大会　外３事業）、共催事業（市民ゲートボール大会　外１事業）	上記のとおり
										H26	上記のとおり	上記のとおり実施予定 【文化振興事業】文化教室開催事業、芸術鑑賞事業、共催事業を実施予定 【スポーツ振興事業】スポーツ教室開催事業、スポーツ大会開催事業、共催事業を実施予定	上記のとおり
4	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団運営補助金 59999002	教育委員会	社会教育G	H8	－	ソフト	一般会計	文化やスポーツ活動の振興を図る文化・スポーツ振興財団の運営を支援することにより、質の高い文化やスポーツの場を提供することを目的とする。	H24	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の運営費を補助した。	登別市補助金等の事務取扱に関する規則
										H25	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
										H26	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり

事業の成果、目標

NO	指標名	単位	H24実績	H25実績	H26目標	H27目標	H28目標	H29目標
1	対象児童数	人	488	456	438	438	438	438
	－	－	－	－	－	－	－	－
2	対象生徒数	人	292	267	252	252	252	252
	－	－	－	－	－	－	－	－
3	参加人数（延べ）	人	6,508	6,700	7,000	7,000	7,000	7,000
	－	－	－	－	－	－	－	－
4	従事者数	人	4	4	4	4	4	4
	－	－	－	－	－	－	－	－

各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【 単位 ： 千円 】

NO	名称		H24決算	H25決算	H26予算	H27予算案	H28予算案	H29予算案
1	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	75	53	148	148	148	148
	道支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源		28,941	28,639	33,427	33,427	33,427	33,427
	合　計		29,016	28,692	33,575	33,575	33,575	33,575
2	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	294	186	429	429	429	429
	道支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源		27,952	24,495	30,945	30,945	30,945	30,945
	合　計		28,246	24,681	31,374	31,374	31,374	31,374
3	国庫支出金							
	道支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源		4,998	4,860	4,965	4,965	4,965	4,965
	合　計		4,998	4,860	4,965	4,965	4,965	4,965
4	国庫支出金							
	道支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源		10,638	11,112	11,908	11,908	11,908	11,908
	合　計		10,638	11,112	11,908	11,908	11,908	11,908

		H24決算	H25決算	H26予算	H27予算案	H28予算案	H29予算案
全会計　合計	国庫支出金	369	239	577	577	577	577
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	72,529	69,106	81,245	81,245	81,245	81,245
	合計	72,898	69,345	81,822	81,822	81,822	81,822
一般会計　合計	国庫支出金	369	239	577	577	577	577
	道支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	72,529	69,106	81,245	81,245	81,245	81,245
	合計	72,898	69,345	81,822	81,822	81,822	81,822
	区分【再掲】	**H24決算**	**H25決算**	**H26予算**	**H27予算案**	**H28予算案**	**H29予算案**

Check

NO	第2期基本計画第3次実施計画期間中（H24～H26）における事業内容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事項など（妥当性、有効性、効率性、成果）
1	H24以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	経済的理由により、就学困難と認められる児童に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。
	H25	上記のとおり		
	H26	ＰＴＡ会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。		
2	H24以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	経済的理由により、就学困難と認められる生徒に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。
	H25	上記のとおり		
	H26	ＰＴＡ会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成２６年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。		
3	H24以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	文化・スポーツに対する市民の関心が高まってきている中、文化・スポーツ振興財団の役割は重要であり支援することが必要である。
	H25	上記のとおり		
	H26	上記のとおり		
4	H24以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	市民の文化・スポーツへの関心が高まっている中、教室や大会など、スポーツを始めるきっかけを作ることにより、より活発な活動を生むことができ、それらの場を提供するために設立された文化・スポーツ振興財団の運営を支援することが必要である。
	H25	上記のとおり		
	H26	上記のとおり		

Action

NO	今後の事業の方向性【H27以降】
1	今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
2	今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
3	引き続きアンケート等で市民のニーズを捉えるとともに、事業目的に沿った事業の実施がされているか等、十分精査し、効果的な補助金の交付に努めていく。
4	今後も、文化・スポーツの振興に資するため設立された同財団に運営補助金を交付することにより、設立趣旨に基づいた事業運営を推進していく。